証券コード：7075
2023 年 6 月 15 日
（電子提供措置の開始日 2023 年６月８日）

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中一丁目12番5号
株式会社ＱＬＳホールディングス
代表取締役社長　雨田　武史

第５期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第５期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.qlshd.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ＱＬＳホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7075」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　　2023 年６月 30 日（木曜日）午後１時 30 分～

２．場　　所　　大阪市浪速区難波中一丁目 12 番 5 号　難波室町ビル 3 階
当社 本社会議室

３．会議の目的事項

報告事項

第５期（2022 年４月１日から 2023 年３月 31 日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議案　取締役５名選任の件

上記議案の内容は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限や入国制限の緩和により、経済活動の正常化に向けた動きが見られた一方、ロシア・ウクライナ情勢に起因する経済への影響、資源価格高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、保育事業においては、南小岩保育園、平井保育園、菊川保育園、東中野保育園、谷六保育園、板橋本町保育園、月島保育園の７施設の運営が始まったことにより、売上高は4,804,327千円（前期比23.3%増）となり、セグメント利益は845,131千円（前期比12.4%増）となりました。

介護福祉事業においては、児童発達支援を行うクオリスキッズぷらす、訪問看護事業を行う訪問看護うめちゃんの運営が始まり、既存の居宅介護支援や訪問介護、放課後等デイサービスが堅調に推移したことにより、売上高は996,817千円（前期比18.1%増）となり、セグメント利益は39,189千円（前期は19,906千円の損失）となりました。

人材派遣事業においては、主力である自動車メーカーへの派遣業務が新型コロナウイルスの影響による低迷から抜け出し、売上高は825,788千円（前期比22.3%増）となり、セグメント利益は37,245千円（前期は18,197千円の損失）となりました。

その他事業においては、業務受託による通信機器の販売が好調であり、売上高は296,308千円（前期比33.9%増）、セグメント利益は16,253千円（前期比4.3%増）となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は6,923,241千円（前期比22.8%増）、営業利益は339,279千円（前期比69.4%増）、経常利益は340,705千円（前期比143.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は229,353千円（前期は13,445千円の利益）となりました。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第２期 (2020年３月期)	第３期 (2021年３月期)	第４期 (2022年３月期)	第５期 (2023年３月期) (当事業年度)
売　　上　　高（千円）	89,678	164,670	209,710	296,044
経　常　利　益（千円）	12,591	31,067	19,909	68,564
当　期　純　利　益（千円）	9,193	21,413	15,084	49,799
１株当たり当期純利益　（円）	4.56	10.63	7.49	24.72
総　　資　　産（千円）	50,497	86,319	206,391	619,342
純　　資　　産（千円）	38,965	60,379	75,464	125,398
１株当たり純資産　（円）	19.34	29.97	37.46	62.25

(注) 当社は、2019年８月26日付けで普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。そのため、第２期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産につきましては、第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な子会社の状況等

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業の内容
	千円	%	
株式会社クオリス	90,630	100.0	保育事業、介護福祉事業、その他事業
株式会社ダウイン	99,000	100.0	人材派遣事業、その他事業
株式会社エルサーブ	1,000	100.0	保育事業、介護福祉事業

(4) 対処すべき課題

当社は持株会社であり、当社子会社の経営指導及び経営管理を主たる事業として行っております。当社は、当社子会社が行っている事業において、①提供するサービスの品質向上、②人材の確保とスタッフ育成、及び③ニーズに対応できるサービスの拡大を経営上の課題として認識しており、利用者様へのサービス向上を目指して子会社の経営指導及び経営管理に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、保育事業、介護福祉事業、人材派遣事業及びその他の事業を運営している子会社の経営指導及び経営管理を主たる業務としております。

(6) 主要な事業所

名　称	所　在　地
本　　社	大阪市浪速区

(7) 従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減
15名	0名

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数を含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借　入　先	借　入　額
株式会社りそな銀行	270,000千円
株式会社徳島大正銀行	90,004千円
株式会社紀陽銀行	80,008千円

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　8,058,240株

(2) 発行済株式の総数　2,014,560株

(3) 株主数　２名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
雨　田　武　史	2,014,460株	100.0%
株式会社エンタープライズ	100株	0.0%

3．会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度に当社及び子会社の役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第２回新株予約権
割当日	2022年４月16日
新株予約権の数	1,568個
保有人数 当社取締役 当社監査役 子会社取締役	 ３名 １名 ４名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　156,800株
新株予約権の発行価額	１個あたり86円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個あたり40,000円

新株予約権の行使期間	2023年６月１日から2027年５月31日
新株予約権の主な行使条件	ⅰ）新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年３月期における、当社が提出した発行者情報（有価証券報告書を作成している場合、有価証券報告書とする。以下同じ）に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ）において、経常利益の額が200百万円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益の判定において、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。 ⅱ）新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ⅲ）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⅳ）新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market 以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。 ⅴ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⅵ）各本新株予約権の一部行使はできない。 なお、ⅳ）の条件については、2022年４月15日開催の取締役会において当該条件追加

	について決議しており、変更の効力発生日は2022年６月29日としております。

②当事業年度に当社及び子会社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第１回新株予約権
割当日	2022年４月16日
発行決議の日	2022年３月30日
新株予約権の数	1,432個
交付された者の人数 　当社使用人 　当社の子会社の使用人	 15名 55名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　143,200株
新株予約権の発行価額	新株予約権１個当たり23,760円（１株当たり 237円60銭） なお、割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個あたり40,000円
新株予約権の行使期間	2024年４月16日から2032年３月30日
新株予約権の主な行使条件	ⅰ）新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ⅱ）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⅲ）新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所 TOKYO PRO Market以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。 ⅳ）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⅴ）各本新株予約権の一部行使はできない。 ⅵ）本新株予約権割当契約に違反した場

	合には行使できないものとする。 なお、ⅲ）の条件については、2022年６月29日開催予定の定時株主総会において当該条件追加に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、2022年４月15日開催の取締役会において、本株主総会に付議することを決議しております。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	雨田　武史	株式会社クオリス代表取締役
取締役	光田　佳生	経営企画室長 株式会社ダウイン取締役
取締役	大畑　清香	事業本部長 株式会社クオリス取締役
取締役	豊田　尚孝	管理本部長
取締役	川畑　大輔	株式会社Lily Holdings監査役 株式会社グランデータ取締役 株式会社デジタルアスリート（旧：株式会社リスティングプラス）監査役
監査役	伊藤　栄治	株式会社クオリス監査役
監査役	伊藤　玲男	伊藤玲男公認会計士事務所代表 Reitoコンサルティング合同会社代表社員 監査法人奏令代表社員
監査役	前田　英倫	弁護士法人前田総合法律事務所代表社員弁護士

（注）１．取締役川畑大輔は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役伊藤玲男及び前田英倫は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．監査役伊藤玲男は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
４．取締役の任期は、2021年６月29日開催の定時株主総会終結の時から2023年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
５．監査役伊藤栄治の任期は、2020年４月１日から2024年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
６．監査役伊藤玲男の任期は、2021年６月29日開催の定時株主総会終結の時から2025年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
７．監査役前田英倫の任期は、2022年３月30日から2025年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度

額は、法令が定める最低限度額としております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、2021年５月27日の取締役会において決定方針を決議いたしました。

② 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて当社の業績、他社水準、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である雨田武史氏が各取締役の職位、業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定しております。

同氏に委任した理由は、当社及び子会社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、決定された個人別の報酬額は、取締役会において審議を経て承認されております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬額の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	71,550	71,550	－		5
（うち社外取締役）	(1,740)	(1,740)	－		（1）
監査役	9,315	9,315	－		3
（うち社外監査役）	(4,005	(4,005)	－		（2）
合計	80,865	80,865	－		8

（注）１．取締役の報酬限度額は、2021年６月29日開催の第３期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役１名）であります。

２．監査役の報酬限度額は、2021年６月29日開催の第３期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は２名（うち、社外監査役１名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役川畑大輔は株式会社Lily Holdingsの監査役、株式会社グランデータの取締役、株式会社デジタルアスリートの監査役であります。なお、当社と株式会社Lily Holdings、株式会社グランデータ、株式会社デジタルアスリートとの間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役伊藤玲男は伊藤玲男公認会計士事務所の代表であり、Reitoコンサルティング合同会社の代表社員、監査法人奏令の代表社員であります。なお、当社と伊藤玲男公認会計士事務所、Reitoコンサルティング合同会社、監査法人奏令との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役前田英倫は弁護士法人前田総合法律事務所の代表社員弁護士であります。なお、当社と弁護士法人前田総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
社外取締役	川畑　大輔	当事業年度の取締役会には、15 回中 15 回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
社外監査役	伊藤　玲男	当事業年度の取締役会には、15 回中 15 回、監査役会には 12 回中 12 回に出席し、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
社外監査役	前田　英倫	当事業年度の取締役会には、15 回中 15 回、監査役会には 12 回中 12 回に出席し、弁護士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。

（注）当社では、取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる体制を整えております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 監査法人の名称

監査法人コスモス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
①公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬等の額	10,650 千円
②公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）	－千円
当社及び当子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	10,650 千円

（注）1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬等の金額について、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、相当と判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の会計監査の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって各部門と連携し、当社グループのコンプライアンスに関する取組みを推進する。
②法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的として、内部通報窓口及び相談窓口を設け、内部通報制度を整備する。
③代表取締役社長直轄の内部監査室を設ける。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制システムに関する監査を実施し、代表取締役社長に報告するとともに、取締役会及び監査役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「機密情報管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
②リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定及び業務執行の監督を行う。取締役会において付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定した事項とする。
②取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを明確にし、効率的な執行体制を整備する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当社グループで定める「コンプライアンス規程」を周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を行う。
②内部監査室は、内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
①取締役会は、監査役と必要に応じて協議を行い、監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置することができるものとする。
②監査役補助者は、監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
①監査役は、取締役会のほか業務執行の重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。
②取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実を監査役に報告し、不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合も速やかに監査役に報告する。

③当社グループは、取締役及び使用人が、監査役に前号の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを保証する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役の職務の執行により生ずる費用等について、費用の前払等の請求を受けたとき、監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは、明らかに監査役の職務に関係しないと認められるものが含まれる場合を除き、請求に基づき速やかに支払手続を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。
②取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役との意思疎通、情報の収集･交換が行える体制を整備する。
③監査役は、適時に会計監査人または内部監査室と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人または内部監査室に報告を求める体制を整備する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、業務の適正を確保するための体制を構築し、内部統制システムを運用しております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討し、必要に応じて、社内規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。加えて、監査役に重要会議への出席、稟議書の閲覧、代表者及び管理職者との意見交換等を通じて、情報提供を行うことにより、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。

（注）本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年３月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流 動 資 産	**575,253**	**流 動 負 債**	**151,590**
現 金 及 び 預 金	154,556	１年内返済予定長期借入金	98,318
前 払 費 用	659	未 払 金	16,902
関 係 会 社 未 収 入 金	80,036	未 払 法 人 税 等	17,008
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	340,000	未 払 消 費 税 等	10,243
		預 り 金	5,451
		賞 与 引 当 金	3,665
固定資産	**44,089**	**固 定 負 債**	**342,352**
有形固定産	**6,631**	長 期 借 入 金	341,694
建 物 附 属 設 備	7,006	退 職 給 付 引 当 金	658
減 価 償 却 累 額	△1,369	**負 債 合 計**	**493,943**
建物附属設備（純額）	5,636	**(純資産の部)**	
工 具 器 具 及 び 備 品	1,510	**株 主 資 本**	**125,263**
減 価 償 却 累 計 額	△515	**資 本 金**	**30,000**
工具器具及び備品（純額）	994	**利 益 剰 余 金**	**95,263**
投資その他の資産	**37,457**	その他利益剰余金	95,263
関 係 会 社 株 式	30,000	繰越利益剰余金	95,263
敷 金	3,717	**新株予約権**	**134**
繰 延 税 金 資 産	3,740	**純 資 産 合 計**	**125,398**
資 産 合 計	**619,342**	**負債及び純資産合計**	**619,342**

損 益 計 算 書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**296,044**
売上総利益		**296,044**
販売費及び一般管理費		**229,355**
営業利益		**66,688**
営業外収益		
受取利息	1,854	
補助金収入	3,495	
その他	0	**5,350**
営業外費用		
支払利息	2,475	
支払手数料	1,000	**3,475**
経常利益		**68,564**
税引前当期純利益		**68,564**
法人税、住民税及び事業税	20,172	
法人税等調整額	△ 1,407	**18,764**
当期純利益		**49,799**

株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計		
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	**30,000**	**45,464**	**45,464**	**75,464**	**－**	**75,464**
当期変動額						
当期純利益		49,799	49,799	49,799		49,799
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－	134	134
当期変動額合計	**－**	**49,799**	**49,799**	**49,799**	**134**	**49,933**
当期末残高	**30,000**	**95,263**	**95,263**	**125,263**	**134**	**125,398**

個 別 注 記 表

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 株式移動平均法による原価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物附属設備…定額法

工具器具及び備品…定率法

1-3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

1-4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金等になります。当社は、主にグループの経営管理等を行っており、顧客である子会社への契約内容に応じた役務を提供する義務を負っております。当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね１か月で支払いを受けております。

２．会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

なお、計算書類に与える影響はありません。

３．貸借対照表に関する注記

保証債務　　次の会社の借入金等に対する債務保証

株式会社クオリス（連帯保証）　　76,509 千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額

売上高　　296,044 千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　　2,014,560 株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　156,800 株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因の主なものは、未払事業税、賞与引当金等であります。

７．金融商品に関する注記

7-1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

7-2．金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価等については、以下の理由により記載を省略しております。

(1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資　産</u>

①現金及び預金、及び②未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

<u>負　債</u>

①未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

②借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない様式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区　分	貸借対照表計上額
関係会社株式	30,000

7-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

８．関連当事者取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社クオリス	大阪市浪速区	90,630	保育事業 介護福祉事業 その他事業	所有 直接100	経営指導 管理業務の委託 役員の兼任	経営指導料の受取（注）２	239,999	未収入金	72,731
							資金の貸付（注）３	250,000	関係会社短期貸付金	340,000
							債務保証	76,509	－	－
							被債務保証	90,004	－	－
子会社	株式会社ダウイン	兵庫県尼崎市	99,000	人材派遣事業 その他事業	所有 直接100	経営指導 管理業務の委託 役員の兼任	経営指導料の受取（注）２	35,846	未収入金	6,655
							被債務保証	90,004	－	－
子会社	株式会社エルサーブ	大阪市東住吉区	1,000	保育事業 介護福祉事業	所有 直接100	経営指導 管理業務の委託	経営指導料の受取（注）２	20,198	未収入金	649

（注）１.経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。
２.株式会社クオリスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
３.債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証したものです。なお、保証料の受取は行っておりません。
４.被債務保証については、金融機関からの借入金に対して株式会社クオリス、株式会社ダウインの連帯で保証を受けたものです。なお、保証料の支払は行っておりません。取引金額は、当事業年度末の対象となる借入金残高を記載しております。

９．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料であります。これから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　1-4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

１０．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　62円25銭

(2) １株当たり当期純利益　　24円72銭

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ＱＬＳホールディングス
代表取締役社長　雨　田　　武　史

２．議案に関する参考事項

議案　取締役５名選任の件

本定時株主総会の終結時をもって取締役の全員が任期満了となりますので、改めて取締役５名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況		所有する株式数
雨田　武史 （1977年11月25日生）	2001年　４月 2004年　10月 2006年　２月 2007年　５月 2018年12月 2019年　２月	株式会社クリスタル　入社 株式会社クリスタル介護センター代表取締役就任 有限会社クオリス（現　株式会社クオリス）入社　執行役員就任 有限会社クオリス（現　株式会社クオリス）代表取締役就任（現任） 株式会社ダウイン代表取締役就任 当社代表取締役社長就任（現任）	2,014,460株
光田　佳生 （1972年11月８日生）	1995年　４月 2003年　５月 2006年　２月 2013年　４月 2015年　６月 2019年　２月 2021年　６月	北斗工業株式会社入社 株式会社クリスタル　入社 有限会社クオリス（現　株式会社クオリス）入社　統括部長 株式会社クオリス常務執行役員就任 株式会社ダウイン取締役就任（現任） 当社取締役就任 当社常務取締役経営企画室長就任（現任）	－株

大畑　清香 （1982年12月８日生）	2004年　１月　株式会社エンファコミュニケーション入社 2006年　１月　有限会社クオリス（現　株式会社クオリス）入社 2019年　２月　当社取締役管理部長就任 2021年　６月　当社取締役事業本部長就任（現任） 2022年　３月　株式会社クオリス取締役就任（現任）	－株
豊田　尚孝 （1984年10月20日生）	2008年　４月　ゴウダ株式会社入社 2015年　２月　有限責任監査法人トーマツ入所 2018年　９月　公認会計士登録 2020年　７月　当社入社　執行役員経理部長就任 2021年　６月　当社取締役ＣＦＯ管理本部長就任（現任）	－株

川畑　大輔 （1973 年５月 24 日生）	1994年　４月	株式会社フロンティアインターナショナル入社	
	1998年　４月	株式会社グローバルウェーブ　入社	
	1999年　４月	レカム株式会社入社	
	2009年　５月	株式会社アスモ代表取締役社長	
	2009年 12月	レカム株式会社取締役常務執行役員ＣＦＯ就任	
	2014年 10月	レカムＢＰＯソリューションズ株式会社代表取締役社長就任	
	2015年 10月	レカム株式会社ＢＰＯ事業本部長就任	
	2018年 10月	ミャンマーレカム株式会社代表取締役社長就任	－株
	2019年 10月	レカムビジネスソリューションズインディア株式会社代表取締役社長就任	
	2020年 11月	株式会社Lily Holdings監査役就任（現任）	
	2021年　１月	株式会社グランデータ取締役就任	
	2021 年　４月	株式会社デジタルアスリート（旧：株式会社リスティングプラス）監査役就任（現任）	
	2021 年　６月	当社取締役就任（現任）	
	2021 年　８月	株式会社グランデータ専務取締役ＣＦＯ就任（現任）	

（注）1. 雨田武史氏は、当社の支配株主であり、会社法第２条第４号の２に定める親会社等に該当するものであります。

2. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 川畑大輔氏は、会社法第２条第 15 号に定める社外取締役候補者であります。

4. 川畑大輔氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、上場企業役員として培われた IPO に関する知見と企業経営の経験を、今後の経営体制の強化及び内部統制の質の向上に活かしていただくためであります。

5. 社外取締役候補者である川畑大輔氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって２年であります。

6. 当社は、川畑大輔氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とするものであ

ります。なお、選任が承認された場合は同内容で契約を継続する予定であります。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年５月17日

株式会社ＱＬＳホールディングス
　　取締役会　御中

監査法人　コ ス モ ス
愛知県名古屋市

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　　新 開　　智 之

業務執行社員　公認会計士　　小 室　　豊 和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＱＬＳホールディングスの2022年４月１日から2023年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過

程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象

又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022 年４月１日から 2023 年３月 31 日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社ＱＬＳホールディングス 監査役会

常勤監査役 伊 藤 栄 治 印

社外監査役 伊 藤 玲 男 印

社外監査役 前 田 英 倫 印